平成30年度　第3四半期　指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：中国電力(株) 島根原子力発電所

作成責任者　島根原子力規制事務所 統括原子力運転検査官　足立恭二

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年10月19日	河原田 熊　澤	品質保証部 課長(品質保証) 保修部 課長(ﾀｰﾋﾞﾝ)	平成30年1月に発生した2号機高圧炉心スプレイ用ディーゼル発電機の軽微な故障（燃料噴射弁冷却水の燃料ドレンへの混入）に対して、不適合の判定を行わないまま、次期定期点検まで継続使用していた。 本事案は、過去、同一事象が4件発生しているが、いずれも「不適合」と判定し、「特別採用」としているものの、要因の分析や是正処置の要否に係る検討がなされないままとなっていることが確認された。 以上のことから、不適合管理が適切に実施されていないものと認められるため、軽微な故障に対する不適合判定の考え方を明確にすること、特別採用する場合の判断と処置が適切に行われることを確実にするとともに、本件を特別採用とする場合の評価及び判断を改めて整理し、是正処置の必要性の要否等を調査するよう指導文書を発出し、事業者に対応を求めた。	平成30年11月9日	指導文書に対する対応について、計画書により説明を受けた。
					平成30年12月3日	中間報告として、以下の説明を受けた。 ・軽微な故障に対する不適合管理の考え方について、「不適合判定基準ガイドライン(第10次改正)に反映 ・特別採用する場合の判断及び処置についての考え方について、「不適合管理・是正処置手順書」（第48次改正）に反映 ・本件を特別採用とする技術的な評価及び判断の整理結果
					平成30年12月25日	是正処置が必要な事象に係る検討（原因分析を含む）結果について、最終報告を平成31年1月下旬に行う予定との説明を受けた。
					平成31年3月7日	「島根原子力発電所2号機の高圧炉心スプレイ用ディーゼル発電機の燃料ドレンへの水混入事象に係る不適切な不適合管理」対応報告書（島発品証第35号平成31年3月7日）により、最終報告を行った。
2	平成30年11月27日	河原田	保修部 課長(計装)	電源機能等喪失時対応資機材の点検記録について検査したところ、蓄電池の電圧測定を充電前及び後に実施することになっているが、充電後の記録のみが記載され、充電前の測定記録が記載されていなかった。 記録様式も含め見直しを行い、改善することを求める。	平成30年12月25日	充電前及び充電後の測定値が記録できるように、「定例点検作業基準」のうち、電源機能等喪失時対応資機材点検の記録様式を改正した。
3	平成30年11月28日	河原田	保修部 課長(土木)	津波防波扉の点検要領について検査したところ、劣化状況の点検、附属する発電機等可動部の点検を実施することとなっている。 本扉は、平日の日中「開」とし、夜間等は「閉」とする運用としていたが、平成30年8月から、通常は、常時「開」とする運用に変更している。 津波警報発令された場合、緊急に閉鎖する必要が生じるが、閉操作(動作)できることを確実にするためには、月1回ないし四半期に1回程度、実操作手順の確認を伴う動作確認が必要と考えられる。 点検頻度等の見直しの要否について、検討を求める。	平成30年12月25日	点検頻度を見直す方向で検討する。（平成31年3月末目途）
					平成31年3月27日	津波防波扉の点検周期見直しについて、平成31年4月1日付けで「土木関係設備点検手順書」の改正・施行する。
4	平成30年11月29日	河原田	保修部 課長(電気)	高圧発電機車の点検整備状況について検査したところ、点検計画表で定められた点検項目以外に、年1回の負荷試験を伴う点検が実施されていた。 性能を維持するためには、必要な点検項目を点検計画表に反映させ、より適切な保守管理とするように求める。	平成30年12月25日	緊急安全対策資機材管理システムで点検計画を管理するように検討する。（H31年1月末目途）
					平成31年1月4日	緊急安全対策資機材等管理システムに入力して、点検計画を管理する旨の説明を受けた。

平成30年度　第3四半期　指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：中国電力(株) 島根原子力発電所　　作成責任者　島根原子力規制事務所 統括原子力運転検査官　足立恭二

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
5	平成30年12月3日	熊　澤	技術部 課長(技術)	津波発生時の体制について検査したところ、津波防波扉の「4項」の運用変更に伴い、津波警報が発令された場合、閉鎖の指示、連絡、操作、閉鎖確認及びその報告が確かなものとなるよう、手順が明確に定められた。 （それまでは、明確にされていなかった。） しかしながら、社内規程である、「異常事象発生時の対応要領」には、津波発生時の防波扉の開閉に係る手順が記載されておらず、紐付けもされていない。 新規制基準対応の認可後、保安規定の改正に併せ、一括して改正するのではなく、緊急時の必要な対応に係るものは、その都度、改正することを求める。	平成30年12月25日	事業者の回答は、以下のとおり。 防波壁ゲート(防波扉)は、特重施設敷地造成工事や安全対策工事などの構内の状況を踏まえ、通常時及び異常時(津波発生時)の対応を文書に定めている。当該文書は、新規制基準適合までの自主運用あり、関係者(指示者、当直長、協力会社)に連絡・周知され、実際に閉操作する協力会社では操作に関する教育を実施していることから、社内規程類への反映は新規制基準保安規定の施行までに実施する。 本件について、当事務所としては、地震・津波対応における危機管理に係る基本的な仕組み、体制について、社内規程に定めるべき対応・手順等に係る事項を問うものである。 緊急安全対策が求められて以降、新規制基準の認可を受けた保安規定が施行されるまでの間は自主設備であることから、社内規定等に地震・津波対応に係る運用体制の整備については、現状不要であるとし、品質保証上の欠陥を放置しているものと認められる。 したがって、改善が自主的に実施されない場合は、別途、対応を検討するものとする。
6	平成30年12月3日	熊　澤	技術部 課長(技術)	津波発生時に確実な閉鎖が求められる水密扉について、工事施工時等の管理について検査したところ、「工事施工管理手順書」では、直ちに閉鎖する等の指示事項が記載されているが、当直長の指示、当直長へ報告に関する手順が明確にされていないことを確認した。 また、前項と同様に社内規程である、「異常事象発生時の対応要領」には、津波発生時の水密扉の開閉に係る手順が記載されていない。 新規制基準対応の認可後、一括して改正するのではなく、緊急時の必要な対応に係るものは、その都度、必要な対応ができるように改正することを求める。	平成30年12月25日	事業者の回答は、以下のとおり。 現在、「工事施工管理手順書」において、扉を開ける場合は、監視員を配置すること、地震・津波発生時は、監視員が確実に閉めて避難することで建物への浸水は防止できる。 手順で定められていること全て、当直長に連絡する必要はなく、当直長への連絡の有無が緊急時のプラントの操作に与える影響はない。 本件について、当事務所としては、地震・津波対応における危機管理に係る基本的な仕組み、体制について、社内規程に定めるべき対応・手順等に係る事項を問うものである。 緊急時における扉の閉鎖について、事業者は、委託先監視員へ一任しており、監視員からの報告による閉鎖の確認というプロセスは不要であるとしている。 本見解に対しては、事業者による危機管理活動自体が主体的に管理された状態にないことを示しており、品質保証上の欠陥を呈しているものと認められる。 したがって、改善が自主的に実施されない場合は、別途、対応を検討するものとする。

平成30年度　第3四半期　指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：中国電力(株) 島根原子力発電所

作成責任者　島根原子力規制事務所 統括原子力運転検査官　足立恭二

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
7	平成30年12月5日	河原田	技術部 課長(技術) 保修部 課長(SA工事PJ)	自主で保有する現有のガスタービン発電機車は、3号機北側EL8.5mの盤上に保管されており、点検も適切に実施され、良好に維持されているものの、津波に対するリスク等を考慮し、総合的な安全対策に係る検討を得て決定したものではない。 現在の防波扉の運用体制及びプラント状況を踏まえ、同発電機車の位置付け、保管状態が適切なものとなっているか、総合的な検討・評価を行うように求める。	平成30年12月25日	指摘内容に対して、別途総合的な検討・評価を行う。
					平成31年3月5日	「ガスタービン発電機車の運用について（平成31年2月22日）」により、異常事象発生時の対応について、高圧発電機車等により十分な対応が可能であるため、GTCは自主設備とし、状況に応じて対応する位置付けとしている旨の説明を受けた。